

県庁噴水広場芝生化等改修工事（明許）に係る一般競争入札公告

山梨県総務部資産活用課庁舎管理室が発注する「県庁噴水広場芝生化等改修工事（明許）」に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項により公告します。

令和4年3月9日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

県庁噴水広場芝生化等改修工事（明許）

(2) 工事場所

山梨県庁噴水広場（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）

(3) 工事内容

既存の噴水設備周囲の石張り部分等の（一部）芝生化等改修工事

(4) 工事期間

契約日から令和4年8月31日（水）まで

(5) その他

公告日現在、県庁舎敷地整備工事（第2期）における噴水広場の整備（平成26、27年度）に係る社会資本整備総合交付金事業により取得又は効用の増加した財産の処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」（平成24年3月30日付け国官会第3299号）第24条の規定により関東地方整備局長へ申請中であることから、本入札における入札の効果は、当該申請が承認されることにより効力を生ずるものとする。

なお、当該申請が非承認となった場合、それが入札前であれば入札自体を取り止めることとし、入札以後であれば本入札における入札の効果は効力が生じないものとし、契約を締結しないものとする。

2 一般競争入札の参加資格

この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から契約を締結する日までの期間（(11)、(12)、(14)及び(15)にあつては、それぞれ当該(11)、(12)、(14)及び(15)に定める期間）に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 中北建設事務所管内に事業所（本店）を有する者であること。
- (2) 山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、建設業許可名簿「申請業種（造園工事業）」に登載されている者であること。
- (3) 契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者であって、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できるものであること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (6) 建設業法に基づく適正な技術者1名を配置できる者であること。
- (7) (6)の技術者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - ア 入札に参加を希望する者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）があること。
 - イ 死亡、傷病又は退職等県が認める場合を除き、工期途中で交代しないこと。
 - ウ 低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。以下同じ。）を下回った価格で落札した工事がある場合は、当該工事に配置している専任技術者及び追加技術者（落札者と決定された調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結する場合に増員して配置する技術者をいう。以下同じ。）と兼務しないこと。
- (8) 入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者に係る資料の提出を求めた場合は、当該資料を提出できる者であること。この場合においては、複数の技術者を配置予定技術者とする事及び入札参加資格確認資料提出時において施工中の工事に係る技術者と重複する技術者を配置予定技術者としてすることができる。
- (9) 調査基準価格を下回った価格で落札した工事がある場合は、当該工事に配置している現場代理人を対象工事の現場代理人と兼務させないこと。
- (10) 対象工事を調査基準価格を下回った価格で落札した場合は、配置する専任技術者および追加技術者を他の工事の技術者と兼務させず、かつ、現場代理人を他の工事における現場代理人と兼務させないこと。
- (11) 公告の日の6月前の日以降に不渡りを出した者でないこと。
- (12) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (13) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定

- 取扱要領（平成19年6月20日施行）に入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (14) 公告の日以降に、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日施行。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (15) 公告の日の1月前の日から契約を締結する日までの期間に山梨県発注工事において5.5点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、5.5点未満のなかで工事成績採点検査項目の法令遵守における1から4までに該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が5.5点以上の者は参加することができる。
 - (16) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
 - (17) 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの15年間に於いて、同種工事の施工実績を有する者であること。

3 入札関係資料の交付について

(1) 入札関係資料の交付期間

入札関係資料については、この公告の日から令和4年3月16日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで3（2）の場所において交付する。

(2) 入札関係資料の交付場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県総務部資産活用課庁舎管理室（山梨県庁本館4階）
電話番号 055-223-1391（直通）
E-mail: chosya@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を、この公告の日から令和4年3月16日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで3（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便）し、この入札に参加する資格があることの確認を受けること。

4 入札の日時及び場所

県庁噴水広場芝生化等改修工事（明許）に係る入札
令和4年3月25日（金） 午前10時30分
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県庁防災新館4階 411会議室（入札後、即時開札する。）

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって、落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法

- (1) この公告に示した業務を履行できると契約担当者が認めた有効な入札であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、落札に有効な最低価格提示者が複数の場合には、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (2) 開札をした場合において、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札の回数は2回を限度とし、落札者がいないときは、最低入札価格者と協議することとする。このため、入札者又はその代理人は、入札者の住所、氏名及び押印のある見積書を持参すること。
- (3) 入札書が無効となった者は、当該入札に再度参加することはできない。

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、「入札説明書」及び「設計書」を熟読しなければならない。
- (2) 入札書は、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒に入札者の氏名等を朱書し、表封筒には「令和4年3月25日開札県庁噴水広場芝生化等改修工事(明許)の入札書在中」と朱書したうえで、契約担当者あて親展で提出しなければならない。この場合、入札は1回のみとする。
なお、入札書は、入札日の前日の午後5時までに契約担当者が受理しないものは無効とする。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から起算して5日以内(県の休日を除く。)に契約書の取り交わしをするものとする。
ただし、この時点において、1(5)における関東地方整備局長への申請が承認されていない場合は、それ以降に承認された日をもって契約書の取り交わしをするものとする。
また、当該申請が非承認となった場合は、1(5)に記載したとおり、本入札における入札の効果は効力が生じないものとし、契約を締結しないものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに山梨県知事が当該契約書の案の送付を受けて

これに記名して押印するものとする。

- (3) (2) の場合において、山梨県知事が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 山梨県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (5) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

9 その他

(1) 入札説明会等

入札説明会、現場説明会及びヒアリングは行わない。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、山梨県財務規則（以下「規則」という。）第108条に規定する入札保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

また、規則第120条の規定に該当する場合は、違約金を徴収する。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札は無効とする。

(5) 最低制限価格制度

適用しない。

(6) 前払金

適用する。金額は、請負代金額の10分の4以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(7) 中間前払金

適用する。ただし、中間前払金を選択した場合に限る。金額は、請負代金額の10分の2以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(8) 部分払

適用する。ただし、回数は4回以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。